

2017年4月14日 全12頁

つみたてNISA(積立NISA)の対象商品

対象は約50本、信託報酬の金額を報告

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 平成29(2017)年3月27日に、改正税法が国会で可決成立し、同3月31日に公布された。これにより、平成30(2018)年1月1日から積立NISAが導入されることが正式に決定された。
- 積立NISAの運用対象となる投資信託については、「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」で検討が行われ、3月30日に同WGの報告書が公表された。これを受け、同3月31日に、告示が公表されている。
- 告示では、積立NISAの対象商品を、インデックス型の公募株式投資信託やETFを中心としつつ、アクティブ運用の公募株式投資信託についても、信託設定以来5年以上が経過し、かつ、その3分の2以上の期間において資金流入超、純資産額50億円以上といった要件を満たすものは対象としている。対象商品の種類ごとに、販売・管理・解約手数料や信託報酬にも上限を設けている。その結果、5,000本以上ある既存の公募株式投資信託のうち対象となるのは約50本にとどまる。
- 積立NISAの信託報酬に関しては、その金額を受益者に報告することとしている。

1. 積立NISAの対象商品の基本的な考え方

平成29(2017)年3月27日に通常国会で可決・成立した改正税法(公布は3月31日)により積立NISAが導入され、平成30(2018)年1月1日以後積立が可能となる。積立NISAの年間投資上限は40万円だが、非課税運用期間は20年間、積立投資を開始できる年(投資可能期間)も平成30年から平成49(2037年)までの20年間である。現行のNISAといずれかを選択して積立投資を開始できる。

この積立NISAの対象商品は、少額からの長期・積立投資の促進による家計の安定的資産

形成支援という制度の趣旨を踏まえ、一定の要件を満たす公募等株式投資信託¹であることを要件とされている。公募等株式投資信託とは、次のものをいう。上場株式（個別株）は対象に含まれない。

◇ 公社債投資信託以外の証券投資信託（いわゆる株式投資信託）のうち、金融商品取引所に上場しているものや外国金融商品市場において売買されているもの… E T F その他の上場株式投資信託²。したがって、 R E I T などは含まれない。

◇ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権でその募集が公募により行われたもの（いわゆる公募株式投資信託）

一定の要件としては、政令（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項）により下記が定められている。

- ① 信託契約期間を定めないこと又は 20 年以上の信託契約期間が定められていること
- ② デリバティブ取引による運用を行わないこと（安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的により投資する場合を除く）
- ③ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており（したがって毎月分配型は対象外）、かつ、信託の計算期間（外国投資信託の場合は、収益の分配に係る計算期間）ごとに行うこととされていること
- ④ その他内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件をみたすこと

2. 告示の内容

上記要件のうち、④の要件を定めるため、金融庁「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」に「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」が設けられ、検討が行われた。同WGは 3 月 30 日に報告書（以下「WG 報告書」）を公表している。これを受けて 3 月 31 日に告示³が公表されている。

告示では、積立 N I S A の対象となる商品の②と④の要件について定めている。

②の投資信託内でデリバティブ取引が例外的に認められる「安定した収益の確保及び効率的

¹平成 29 年度税制改正大綱や改正税法が掲載された官報（号外特第 7 号の改正税法の概要説明）では「公募等株式投資信託」という語が用いられているが、本稿では告示にあわせて「上場等株式投資信託」という語を用いる。

²いわゆるETF と呼ばれるものは、法的には「株式投資信託」と「特定受益証券発行信託」と「投資法人債」の 3 パターンがある。改正法の書きぶりによれば、このうち、「株式投資信託」の類型であるETF のみが積立NISA の対象となり、「特定受益証券発行信託」と「投資法人債」の形式のものは積立NISA の対象外となるものと考えられる（なお、「投資法人債」型のETF は、現行NISA でも対象外となっている）。

³内閣府告示第 540 号「租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」

な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的」としては、下記を定めている。

- a. 上場等株式投資信託（ETF（上場株式投資信託）及び公募株式投資信託）が投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- b. 上場等株式投資信託の資産又は負債の価格変動及び金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれ）を減じる目的
- c. 先物外国為替取引により、上場等株式投資信託の資産又は負債の為替相場の変動によるリスクを減じる目的

④の要件としては以下の（1）から（3）を定めている。

（1）概要

図表 1 積立NISAの対象の上場等株式投資信託の要件概要

種類		運用対象	手数料	信託報酬	信託報酬等の通知	金融庁への届出	その他		
公募株式投資信託	指定インデックス投資信託	国内型	・指定指数 ・複数指数への投資(組合せ)可能 ・告示別表第一、第二対象	ノーロード(購入手数料はゼロ)	受益者に金額を通知	積立NISAの対象としての募集・売出し日の15日前までに提出	以下の要件をすべて満たすこと ・純資産額50億円以上 ・信託開始以降5年以上経過 ・上記経過期間(信託の計算期間数)中の2/3以上で資金流入超		
		海外型							0.75%以下
	一般公募株式投資信託(指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託)	国内型	主たる投資対象が株式で、投資対象資産が以下のいずれかに該当 ・株式 ・株式及び公社債 ・株式及びREIT ・株式、公社債及びREIT	口座管理料、売却・解約手数料もゼロ					1%以下
		海外型		1.5%以下					
上場株式投資信託(ETF)	上場金融商品取引所が	国内	・指定指数 ・一の指数(単品)のみ ・告示別表第一が対象	売買手数料は1.25%以下 口座管理手数料はゼロ	0.25%以下	1口(又は1単位) 1,000円以下	円滑な流通確保措置		
		海外					純資産額1兆円以上		

(注) 売買手数料率、信託報酬率は税抜き

(出所) 内閣府告示第540号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 公募株式投資信託

積立NISAの対象となる公募株式投資信託のうち、指定インデックス投資信託の要件は図表2、それ以外の一般公募株式投資信託の要件は図表3のとおりである。金融庁の説明資料（図表4）によれば、5,406本ある既存の公募株式投資信託のうち要件を満たすのは約50本ということである。

図表2 指定インデックス投資信託の要件

	上限を下記とする旨が有価証券届出書(又は訂正届出書)に記載されていること	
信託報酬率	◇ 国内型インデックス投資信託 (国内の指数のみ)	0.5%以下
	◇ 海外型インデックス投資信託 (海外の指数を含むものをいう)	0.75%以下
管理期間を通じた要件 (1)~(4)を全て満たすこと	(1)	ノーロードであること(累積投資勘定への受入れの際に、非課税口座を開設している金融商品取引業者等に手数料が支払われないこととされていること)
	(2)	当該公募株式投資信託の受益者から当該金融商品取引業者等に対して受益権に係る手数料が支払われないこととされていること
	(3)	累積投資勘定からの譲渡・信託の終了・一部解約の際に、当該インデックス投資信託の受益者から金融商品取引業者等に手数料(信託財産に帰属するものを除く)が支払われないこと
	(4)	当該金融商品取引業者等は、受益者に対して、当該インデックス投資信託に係る信託報酬、監査報酬その他の当該インデックス投資信託の信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること
運用対象指数 イ、ロのいずれかに該当	イ	投資信託約款に以下の定めがあること
	◇	告示別表第一の指定指数のうちいずれか1の指定指数に採用されている資産に投資
	◇	1口当たりの純資産額の変動率を投資対象の指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあること
	ロ	投資信託約款に以下の定めがあること
	(1)	◆ 告示別表第一、第二の指定指数のうちいずれか2以上の指定指数に採用されている資産に投資を行い、 ◆ 1口当たりの純資産額の変動率を投資対象の当該2以上の指定指数の変動率に連動させることを目的とした運用を行う
(2)	主たる投資対象が次の①~④のいずれかに該当する	①株式、②株式及び公社債、③株式及びREIT(不動産投資法人の投資口等)、④株式、公社債及びREIT(不動産投資法人の投資口等)
(3)	指定指数に採用されている資産に対して投資を行う割合を変更して運用を行う場合においては、当該変更が、信託設定日以後の信託の計算期間の経過に応じて行われること、市況の変化に連動して行われることその他これらに準ずる条件に従って行われる旨	

(注) 売買手数料率、信託報酬率は税抜き

(出所) 内閣府告示第540号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 一般公募株式投資信託の要件

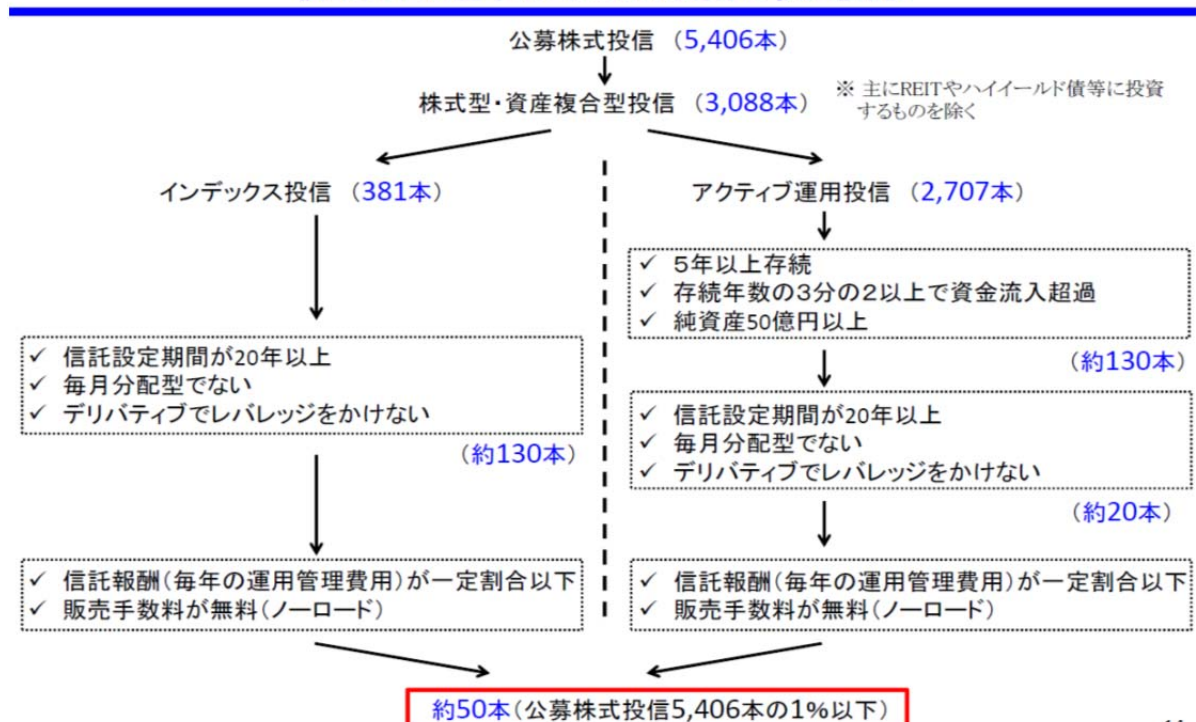
信託報酬率	上限を下記とする旨が有価証券届出書(又は訂正届出書)に記載されていること	
	◇ 国内型一般公募株式投資信託	1%以下
	◇ 海外型一般公募株式投資信託(国外資産20%以上)	1.5%以下
管理期間を通じた要件 (1)~(4)を全て満たすこと	(1)	ノーロードであること(累積投資勘定への受入れの際に、非課税口座を開設している金融商品取引業者等に手数料が支払われないこととされていること)
	(2)	当該公募株式投資信託の受益者から当該金融商品取引業者等に対して受益権に係る手数料が支払われないこととされていること
	(3)	累積投資勘定からの譲渡・信託の終了・一部解約の際に、当該公募株式投資信託の受益者から金融商品取引業者等に手数料(信託財産に帰属するものを除く)が支払われないこと
	(4)	当該金融商品取引業者等は、受益者に対して、当該公募株式投資信託に係る信託報酬、監査報酬その他の当該公募株式投資信託の信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること
運用対象	基準計算期間の投資対象資産のうち、主たる投資対象が株式であって、投資対象資産が次の①~④のいずれかに該当すること	
	①株式、②株式および公社債、③株式及びREIT(不動産投資法人の投資口等)、④株式、公社債及びREIT(不動産投資法人の投資口等)	
規模要件	基準計算期間の末日における純資産額が50億円以上であること	
基準計算期間経過要件	基準計算期間が5年以上であること	
資金流入超実績	基準計算期間において終了した信託の計算期間の数のうち、募集により引き受けられた受益権の対価の総額から信託契約の一部解約により交付した金銭の額の総額を控除した金額が0を超えることとなる信託の計算期間の数が占める割合が3分の2以上であること	
届出要件	対象商品届出書を内閣総理大臣に提出すること	

(注) 売買手数料率、信託報酬率は税抜き

(出所) 内閣府告示第540号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 積立NISAの投資対象となる公募株式投資信託

積立NISAの基準の当てはめ(既存の投資信託)



14

(出所) 第2回 家計の安定的な資産形成に関する有識者会議 事務局説明資料 14頁 (2017.3.30)

(3) E T F (上場株式投資信託)

図表 5 E T F の要件

信託報酬率	上限を0.25%以下とする旨が有価証券届出書(又は訂正届出書)に記載されていること	
管理期間を通じた要件 (1)~(4)を全て満たすこと	(1)	累積投資勘定への受入れ又は累積投資勘定からの譲渡による払出しの際に、非課税口座を開設している金融商品取引業者等に支払う手数料(約款に定められているもの)の受益権の対価に対する割合が1.25%以下とされていること
	(2)	当該ETFの受益者から当該金融商品取引業者等に対して受益権に係る手数料が支払われないこととされていること
	(3)	当該ETFの受益権の取得対価は1口(取得する受益権が共有持分の割合である場合には、1単位)1,000円以下であること
	(4)	当該金融商品取引業者等は、受益者に対して、当該ETFに係る信託報酬、監査報酬その他の当該ETFの信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること
運用対象指数	投資信託約款に以下の定めがあること	
	◇	告示別表第一の指定指数のうちいずれか1の指定指数に採用されている資産に投資
	◇	1口当たりの純資産額の変動率を投資対象の指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う
その他の要件	国内上場	円滑な流通を確保するための措置が講じられているものとして、金融商品取引所から指定を受けていること
	外国上場	基準計算期間(信託契約開始日から対象商品届出書の提出日の直前に終了した信託の契約期間末日までの期間)の末日における純資産額が1兆円以上であること
届出要件	対象商品届出書を内閣総理大臣に提出すること	

(注) 売買手数料率、信託報酬率は税抜き

(出所) 内閣府告示第 540 号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 対象指数

図表 6 対象指数

		国内(日本)	海外等		
			全世界	先進国	新興国
株式	告示別表第一 (単品、組合 せいずれも可 能)	<ul style="list-style-type: none"> ・TOPIX ・日経平均株価 ・JPX日経イン デックス400 ・MSCI Japan Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI ACWI Index ・FTSE Global All Cap Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI World Index ・MSCI World IMI Index ・FTSE Developed Index ・FTSE Developed All Cap Index ・S&P500 ・CRSP U.S. Total Market Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI Emerging Markets Index ・FTSE Emerging Index ・FTSE RAFI Emerging Index
		-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI Europe Index ・FTSE Developed Europe All Cap Index ・Stoxx Europe 600 ・MSCI Pacific Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI AC Asia Pacific Index
債券	告示別表第二 (組合せでの み投資可能)	<ul style="list-style-type: none"> ・DBI総合 ・Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index ・NOMURA-BPI 総合 ・NOMURA-BPI 国債 	<ul style="list-style-type: none"> ・Citi-group World Government Bond Index ・Barclays Capital Global Treasury ・Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index ・Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・JP Morgan GBI EM Global Diversified ・JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus
REIT (不動 産投 資信 託)		<ul style="list-style-type: none"> ・東証REIT指数 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・S&P先進国REIT指数 ・S&P米国REIT指数 ・S&P欧州REIT指数 ・FTSE NAREIT Equity REITs Index 	-

(注) 各指数は、配当を含めるか否かの別や、為替ヘッジ（為替相場の変動により生じるリスクを減じるための取引）の有無又は特定の一国を除外もしくは包含するか否かの別により、別個の指数を算出している場合のその指数を含む。

(出所) 内閣府告示第 540 号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

3. WG 報告書の考え方

告示の基となったWG報告書の考え方のポイントを挙げると下記のとおりである。

(1) 運用方法（インデックス投資、アクティブ運用投信）

i. インデックス投信

WG報告書では、積立NISAの対象商品としては、まずはインデックス投信を基本に位置付けることが適当としている。

理由は、インデックス投信は、世界経済や日本経済が成長していけば、成長に見合うリターンを実現することが期待できる、値動きのわかりやすさやコストの低さといったメリットから、投資初心者の利用に適していると考えられるといった点が挙げられている。

対象となるインデックスの選定にあたっては、「マーケット全体を広くカバーしており、かつ、既に市場関係者に浸透しているインデックスを基本とすることが望ましい」としている。

ii. アクティブ運用投信

WG報告書では、アクティブ運用投信を積立NISAの対象に含めるべきか否かという点に関して言えば、基本的には慎重であるべきと考えるとしている。もっとも、次の要件を満たす場合には、積立NISAの対象と認められるとしている。

ア. 信託の設定以来5年以上が経過しており、そのうち3分の2以上の期間（年数）において、資金流入超となっている実績があること

イ. 50億円以上の純資産があること

アクティブ運用投信を積立NISAの対象に含めることには慎重であるべきとする理由として、WG報告書は次のような理由を挙げている。

◇アクティブ運用投信の性質上、一般的にはリスクとコスト（手数料等）が高くなりがちであること

◇積立NISAが想定する20年という長期にわたって、マーケット全体のリターンを上回るアクティブ運用投信を事前に見分けることは、少なくとも投資初心者には困難であること

◇アクティブ運用投信の主流は、例えば、テーマ型や毎月分配型が多く、手数料（販売手数料や信託報酬）が高くなりがちなことであって、金融機関には手数料稼ぎのインセンティブが発生する一方、長期のスパンで資産形成を考える家計には不向きである場合が多いこと

ただし、例外的にコンスタントに資金流入が続いているアクティブ運用投信も一部に存在する。こうしたアクティブ運用投信は現にマーケット（投資家）から継続的に選択・支持されている点を尊重して、WG報告書では、上記の要件を満たす場合には、積立NISAの対象となるとしている。

(2) E T F（上場株式投資信託）

WG報告書では、インデックス運用の代表的なツールであり、コスト（信託報酬）も低いことから、本来、長期投資に適した商品だが、通常の購入方法で投資するには最低売買金額が大きすぎる、主にわが国に上場されているE T Fで流動性が低いものは適切な価格が付きにくい場合があるとの点が指摘されている。そこで、WG報告書では、これらの課題をクリアするものとして、下記の要件を満たすものを、積立N I S Aの対象とすべきとしている。

- ◇対象となるインデックスは、インデックス投信について選定されたものと同じにする。
- ◇最低取引単位が1,000円以下であること
- ◇国内上場のE T Fについては、マーケットメイクにより円滑な流通のための措置が講じられているものとして金融商品取引所が指定したものであること
- ◇外国上場のE T Fについては、1兆円以上の資産残高があること

ちなみに、平成28（2016）年12月22日に公表された金融審議会の「市場ワーキング・グループ報告」でも、E T Fについては、市場の流動性の向上のため「E T Fに関して常に適切な価格で十分な注文が提示されるよう、取引所を中心とした関係者において、取引の公正に留意しつつ、マーケットメイク制度の導入に向けた検討を行うとともに、マーケットメイカーが注文を提示しやすい環境を整備するため、必要に応じ関係府令等の改正を検討することが適当である」としている。

(3) アセットクラス・地域の分散の程度

WG報告書では、積立N I S Aにおいては、基本的に、アセットクラスや地域が分散されている投資信託が望ましいとする一方で、分散効果は、必ずしも積立N I S Aでのみ実現を考えるものではなく、個々の家計の金融資産のポートフォリオ全体で見た際に実質的に分散が図られていることが重要と考えられるとして、「国内資産のみ」や「海外資産のみ」に投資する投資信託であっても対象からは排除しないこととしている。

(4) 手数料等

i. ノーロードかつ信託報酬に上限

WG報告書では、投資初心者も含めた幅広い家計が利用するという観点から、積立N I S Aの対象商品に関しては、販売手数料（購入時手数料）や信託報酬（運用管理費用）等に一定の上限を設けることとし、低コストの投資信託に限定することが必要としている。

その上で、販売手数料の多寡が販売サイドのインセンティブを歪めることのないよう、積立N I S Aの販売手数料はノーロードに限るべき、解約手数料（信託財産留保額を除く）も0%のものに限るべきとしている。

信託報酬については、積立NISAでは、投資商品の保有期間が長期にわたり、信託報酬の大小がリターンに与える影響が大きいことから一定の上限を設けることが必要とし、当該上限については、インデックス運用かアクティブ運用か、海外資産を組み入れているか否かによって運用コストが異なる場合が多いことから、ある程度細かく区別することが適当としている。その上で、既存の（要件を満たすと考えられる）投資信託の平均的な信託報酬の水準等を勘案し、以下のような水準（税抜き）とすることが考えられるとしている。

◆国内資産のみに投資するインデックス投信	0.50%
◆海外資産を組み入れているインデックス投信	0.75%
◆国内資産のみに投資するアクティブ運用投信	1.00%
◆海外資産を組み入れているアクティブ運用投信	1.50%

なお、ファンドオブファンズについては、投資先の信託報酬を含むこととしている。

ii. 信託報酬の金額の通知

WG報告書では、信託報酬に関する投資家の意識を高めつつ、金融機関側のコストダウンのインセンティブにつなげていく観点から、積立NISAの対象商品については、定期的に信託報酬の金額（率ではない）を顧客に通知する仕組みを講じるべきとしている。その際には、事務的・経済的な負担にも配慮しつつ、簡便な計算方法による概算値の使用などが検討されるべきとしている。

(5) その他（フィデューシャリー・デューティー）

WG報告書では、積立NISAにおいても、金融機関の顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を徹底することが重要であることは言うまでもないとして、運用会社、販売会社に下記の対応を求めている。

運用会社：積立NISA向けの商品を組成・販売する際、その商品がなぜ積立NISAに適していると考えられるのか、どのような顧客に適しているのか等について公表を行うことが望まれる。

販売会社：積立NISA向けの商品ラインナップに関し、その商品をラインナップに組み入れた理由や、どのような顧客に適しているか等についての説明・公表を行うことが望ましい。

預金しか保有していない顧客に対しては、株式主体の投資信託の保有を通じてアセットクラスの分散が可能になることを説明するなど、顧客の金融資産全体のポートフォリオを最適化する観点からの的確な説明を行うことが求められる。

将来、一時的に相場の変動が生じたとしても定額積立投資を長期的に継続すること

の意義等に関して、顧客の認識が深まるよう、説明を行うべきである。

WG 報告書の内容は、あくまで現時点での考え方であるため、将来においては、運用技術の進展等をはじめとする状況の変化に応じて柔軟に見直しを行うことが必要としている。

さらに、WG 報告書では、これまでのわが国の投資信託は、組成・販売を行う「生産者側」の論理で提供されていた面が強いが、積立 N I S A の導入を一つの契機として、「消費者側」、すなわち「顧客本位」の目線に立ったものによって変わっていく必要があるとして、金融庁に対して「投資による資産形成を我が国家計に根付かせるため、運用会社、販売会社、その他インベストメント・チェーンに関わる幅広い金融事業者に対して変革を促していくことが望まれる」としている。

4. 議論は続く

「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の議論は、WG 報告書で終了するわけではない。同会議では、当面の課題として、家計の安定的な資産形成を促進するための実践的な投資教育や情報提供のあり方も検討することとしている。これには投資信託に関する情報提供の拡充も含まれるものと思われる。

3月30日の第2回の有識者会議では、投資信託の問題点として、下記の点が事務局（金融庁）から指摘された。

- ◆新規設定が多い一方で、その多くは短期間で純資産残高が半減していること
 - ◆米国の公募投資信託と比べて1本あたりの販売手数料や信託報酬が高い一方で収益率は低く（過去10年平均でマイナス）、国内株式に投資するアクティブ運用投信の信託報酬とリターンを見ると、信託報酬の大きいものは、リターンのばらつきが大きい（リターンが高かったものもあるが、マイナスであったものの割合も高くなる）。
 - ◆銀行における販売の実態でも、
 - ・残高は伸びておらず回転売買が行われていることが推測されること
 - ・特定の種類の資産に限定したテーマ型の投資信託や毎月分配型（毎月分配型は足元で売れ筋投資信託の約9割）で、積立投信の推奨商品のリストに毎月分配型を含めている銀行も一部認められること
 - ・売れ筋上位（5商品）の平均販売手数料は、緩やかに上昇していること等
 - ◆投資信託を保有する個人投資家に、投資信託を100万円購入した際に負担する信託報酬の額は一般的に何円程度かアンケート調査を行ったところ、5,000円以下との回答が6割弱、1,000円以下との回答も4割弱。投資信託の信託報酬の平均は年14,000円程度であることからすると、個人投資家は実態を認識していない可能性があること
- さらに同会議では、残高が減少した投資信託の整理・統合等が必要であること、投資信託の

運用会社の独立性を確保する必要があること、毎月分配型については、高齢者が運用しながら財産を取り崩して生活資金に充てるというニーズにはあっているが、積立に向く商品ではなく、積立投信の推奨商品に挙げている銀行があるのは非常に問題である等の指摘があった。有識者会議の座長からは「心を入れかえる」必要がある旨のコメントもあり、今後、顧客目線での組成・販売といった観点で、さらなる対応が求められる可能性もあると思われる。